

# 日本医師会認定産業医倫理綱領

## 第1条（使命）

認定産業医は、人間尊重の理念に基づき、職場や作業が労働者の健康に与える影響を評価し、その改善に努め、労働者が健康を保持しながら就業を継続できるように、労働者と事業者を支援する。

## 第2条（人格の保持）

認定産業医は、その信用を傷つけ、不名誉となるような行為をしてはならない。

## 第3条（資質の向上）

認定産業医は、自ら生涯にわたり研修を続け、学識及び技術の維持向上に努める。

## 第4条（自律の尊重）

認定産業医は、労働者と事業者の価値観と自律を尊重し、それぞれが最善の判断ができるように支援する。

## 第5条（関係者との協調）

認定産業医は、産業保健の専門家や担当者と良好な関係を築くよう努め、協力して産業保健の活動を推進する。

## 第6条（秘密の保持）

認定産業医は、産業医の活動を通じて知り得た個人及び事業者に関する情報の安全管理を徹底し、労働者の健康を守るために利用する。

## 第7条（誠実な契約履行）

認定産業医は、事業者との契約に基づき誠実に業務を履行する。